○飲食料品及び油脂の格付の表示の様式及び表示の方法(昭和54年8月18日農林水産省告示第1182号)

(傍線の部分は改正部分)

改	正後		改正	前
2 格付の表示の様式 格付の表示の様式については、表1の左欄に掲げる飲食料品及び油脂ごとに、同表の右欄のとおり とする。 2 格付の表示の様式については、表1の左欄に掲げる飲食料品及び油脂ごとに、同表の右欄のとおり とする。				
表1ー飲食料品及び油脂ごとの格付の表示の様式			表1一飲食料品及び油脂ごとの格付の表示の様式	
(略)		(略)	(略)	(略)
C.1~C.9 (略)		附属書C	C.1~C.9 (略)	附属書C
C.10 障害者が生産行程に携わった食品			C.10 障害者が生産行程に携わった食品	
<u>C.11</u> 持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉			(新設)	
(略)		(略)	(略)	(略)